

境島村景観重点区域

(1) 広告物等の表示又は設置に関する基本構想

- ・近代養蚕農家建築物群を特徴とした集落景観を保全するとともに、これらと調和する一体的な景観の創出を目指し、屋外広告物や建築等は周辺の景観に配慮するように誘導する。
- ・河川堤防からの眺めを重視し、屋外広告物を適切に誘導する。

(2) 広告物の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法に関する事項

共通基準

<ul style="list-style-type: none"> ・近代養蚕農家建築物群が良好に残る集落地の景観に調和するものとする ・個別基準に示す広告物以外は使用しないこと ・建物を利用する場合は、主な屋根の軒高を超えて表示しないこと ・色彩は、派手な色を避け、低彩度とする。また、2㎡を超える広告は、原則としてこげ茶に白抜き文字とし、他の色が必要な場合は最小限度とする（のれんを除く） ・支柱等の掲出物件は、こげ茶または灰色などの低彩度のものとする
--

個別基準

区分	広告物の種類と表示面積、表示方法	
自家広告物	壁面広告物（建物に設置する広告板、広告塔、広告幕を含む）	1壁面における表示面積の合計は、当該壁面面積の5分の1以下
	突出広告物	突出幅は壁面から1m以下、かつ、道路境界線から突き出さない
	置看板	一面2㎡以下、高さ2m以下
	管理用広告物	1㎡以下 建植の場合は高さ1.5m以下 管理上の必要に基づく最小限の数とする
非自家広告物	管理用広告物	1㎡以下 建植の場合は高さ1.5m以下 管理上の必要に基づく最小限の数とする
	簡易広告物	広告旗は0.5㎡以下（国、地方公共団体が公共的目的で表示するものを除く）
届出不要で表示できるもの	自家広告物の簡易広告物（広告旗は0.5㎡以下）	
	祭典、縁日又は年中行事のため一時的に表示するもの	
	公益上必要な施設又は物件に表示する寄贈者名等	

◎次に掲げる広告物等は、景観形成型広告物整備地区の基本方針の適用除外となる

- ・法令の規定により表示し、又は設置する広告物等
- ・国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等
- ・公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらを掲出する物件

◎合計表示面積が1㎡を超える広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、あらかじめ届出すること

◎この基本方針に定めのない事項については、伊勢崎市屋外広告物条例及び同施行規則で定める基準に従うこと